

資料1-2 加算算定対象サービス

◆介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

R1.10.1 改訂

サービス区分	介護職員処遇改善加算					介護職員等 特定処遇改善加算	
	加算(I)	加算(II)	加算(III)	加算(IV)	加算(V)	新加算 I	新加算 II
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算(III) により 算出した単位 ×0.9	加算(III) により 算出した単位 ×0.8	6.3%	4.2%
・(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%			2.1%	1.5%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%			1.2%	1.0%
・(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%			2.0%	1.7%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%			1.8%	1.2%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%			3.1%	2.4%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%			1.5%	1.2%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%			3.1%	2.3%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%			2.7%	2.3%
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%			2.1%	1.7%
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	2.6%	1.9%	1.0%			1.5%	1.1%
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	2.6%	1.9%	1.0%			1.5%	1.1%

◆次のサービスは介護職員処遇改善加算の算定対象外となります。

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (介護予防)訪問看護        | (介護予防)居宅療養管理指導 |
| (介護予防)訪問リハビリテーション | 居宅介護支援         |
| (介護予防)福祉用具貸与      | 介護予防支援         |
| 特定(介護予防)福祉用具販売    |                |